

令和 8 年 度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

目 次

	ページ
I 公 社 設 立 の 趣 旨	1
II 公 社 の 概 要	1
1. 名 称	1
2. 所 在 地	1
3. 設 立 年 月 日	1
4. 出 捐 金	1
5. 機 構	1
6. 役 職 員 数	2
7. 評 議 員 及 び 役 員	2
III 定 款	3
IV 令 和 7 年 度 事 業 報 告	9
1. 事 業 報 告	9
2. 正 味 財 産 増 減 計 算 書	12
3. 貸 借 対 照 表	13
4. 財 産 目 録	15
5. 収 入 明 細 書	16
6. 支 出 明 細 書	16
7. 事 業 別 収 支	17
8. 財 務 状 況	18
V 令 和 8 年 度 事 業 計 画	19
1. 事 業 計 画	19
2. 経 営 改 善 の 取 組 み 状 況	22
3. 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書	24
4. 予 定 貸 借 対 照 表	25
5. 予 定 収 入 明 細 書	26
6. 予 定 支 出 明 細 書	26
7. 予 定 事 業 別 収 支	27

I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

II 公社の概要

1. 名 称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

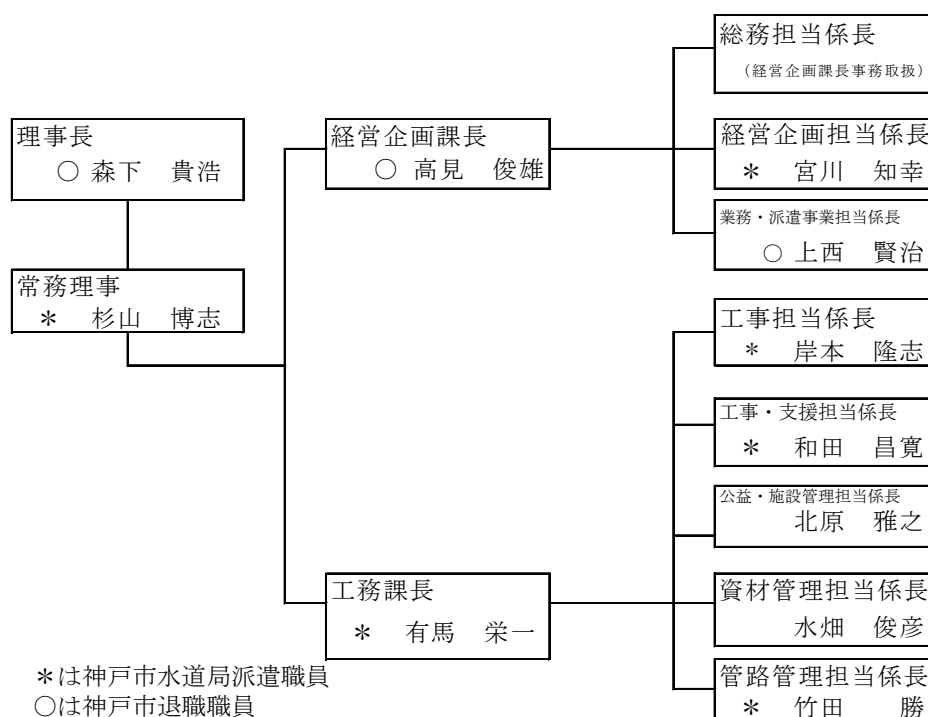
名称変更登記 昭和60年7月22日

名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 捐 金 110,000千円

出捐者	出捐年度	出捐理由	出捐額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機 構



6. 役職員数（常勤）

令和8年7月1日現在（単位：人）

区分 課	常 役 勤 員	課長級	係長級	職 員	嘱 託	計
経営企画課	2（1）	1	2（1）	7	2	14（2）
工 務 課	0	1（1）	5（3）	16（2）	16	38（6）
計	2（1）	2（1）	7（4）	23（2）	18	52（8）

（ ）内は神戸市水道局派遣職員数で内数

7. 評議員及び役員

(1) 評議員

氏 名	備 考
柳川 隆	摂南大学 経済学部長
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
西口 基之	神戸商工会議所 理事・総務部長
坂田 昭典	神戸市 水道局長

(2) 役 員

役職名	氏 名	備 考
理 事 長	森下 貴浩	
常務理事	杉山 博志	神戸市 水道局部長
理 事	永田 章彦	神戸市 水道局副局長
監 事	川上 和也	(株)みなと銀行 地域戦略部 部長
監 事	和氣 大輔	公認会計士

Ⅲ 定款

一般財団法人神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) 労働者派遣事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定正味財産増減計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定正味財産増減計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議

員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦

4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。

- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

附 則

この定款は、令和３年３月17日から施行する。

附 則

この定款は、令和７年３月26日から施行する。

IV 令和7年度事業報告

昭和60年の市民皆水道達成以降、主要事業であった水道メーター検針、未納整理、メーター取替業務の管理的業務については、民間での受託体制が整ったため、順次、競争性が導入され民間事業者に移行した。一方で、施設の更新需要の増加や技術者不足による広域連携の要請などの新たなニーズに対応するため、水道施設の設計・積算・工事監督等の技術的業務へのシフトを進めてきた。

令和7年度は、漏水調査や施設巡回等を受託し、民間事業者の育成等を検討するとともに、他水道事業体への技術支援、工事監理、人材派遣などを実施し、自立的な経営の確立に努めた。

(1) 施設管理事業

① 水道施設用地の草刈及び植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

② 淡路送水管維持管理業務

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団より受託した。

③ 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理を促すとともに、直結給水化も含めた啓発活動を行った。

また、適正な管理が円滑に実施されるよう、検査機関として定期検査等を実施した。

④ 駐車場の経営

公社所有用地を活用して、駐車場経営事業を行った。

(2) 調査・システム管理等事業

① 水道管橋塗装更新工事の監理

水管橋の塗装劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計及び工事監理を行った。

② 水道施設各所防草対策工事

草刈り作業を必要とする水道施設において、舗装やコンクリート張り、防草シート敷設等の防草対策工事の設計及び工事監理を行った。

③ 水道施設等建築施設維持補修工事

水道施設内の建築施設における外壁改修及び屋上防水工事等の設計及び工事監理を行った。

- ④ 学校施設補修工事
教育委員会から受託した市内小学校の法面对策工事について、設計及び工事監理を行った。
- ⑤ 水道施設維持管理業務
水道局が管理する配水管の漏水調査、配水池やポンプ場等水道施設の巡回点検、及び水栓作業の補助を行った。また、これらの業務における民間事業者の育成と技術移転に係る調査・検討を行った。
- ⑥ メーター管理及び給配水資材等管理
水道メーターの在庫管理・検査等に関する事務、及び給配水資材の在庫管理等に関する事務を行った。
- ⑦ 管路情報管理システムデータ更新業務
水道局の管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な各種データの追加及び修正を行った。
- ⑧ 給水設計台帳システム管理業務
給水設計書及び各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行った。
- ⑨ 給・配水管路情報データ提供業務
管路の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなく閲覧できる「神戸市水道Web閲覧システム」の運用・保守管理等を行った。
- ⑩ 工業用水道受付センター運営
工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等を行った。
- ⑪ 工業用水メーター更新作業の監理
工業用水道のメーターの調査及び更新作業の監理を行った。
- ⑫ 指定給水装置工事事業者更新業務
水道法に基づく神戸市指定給水装置工事事業者の更新業務を行った。
- ⑬ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務
国土交通省通知により各事業体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業体合同で実施した。
- ⑭ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務
日本水道協会兵庫県支部の事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援した。
- ⑮ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援
兵庫県内の水道事業をサポートするため、「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」の受付窓口となった。

⑩ 他都市支援業務

播磨町のデザイン・ビルド（設計・施工一括発注方式）の発注支援及びモニタリング支援のほか、技術支援に関する包括的な協定に基づき、水道管整備の工事監理を実施した。

⑪ 人材派遣業務

人材不足、技術力不足に直面している水道事業体等のニーズに応じて、浄水場管理業務等に人材を派遣した。

⑫ 水インフラ整備に関する国際貢献

JICA の課題別研修業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を水道局と共同で実施した。また、海外展開を志向する地元企業に対して、技術的な指導や助言等の支援を行った。

（３）管工事事業

① 配水管取替工事

水道局の老朽化した配水管取替工事を推進するため、設計及び工事監理を行った。

② 送配水管工事

水道局の送配水管について、明石市からの連絡管整備受託にあわせ、一体的に設計を行った。

③ （明石市）連絡管整備工事

阪神水道企業団から新規に受水するために、明石市水道局から受託した水道管整備工事の設計及び工事監理を行った。

2. 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	579,198,955	893,796,538	△ 314,597,583
基本財産運用益	30	30	0
事業収益	578,279,811	892,661,414	△ 314,381,603
管工事事業収益	27,017,887	145,325,000	△ 118,307,113
施設管理事業収益	45,416,474	41,618,628	3,797,846
調査・システム管理等事業収益	505,845,450	705,717,786	△ 199,872,336
雑収益	919,114	1,135,094	△ 215,980
受取利息	36,756	2,726	34,030
雑収益	882,358	1,132,368	△ 250,010
(2)経常費用	552,968,490	879,580,420	△ 326,611,930
事業費	486,715,317	823,471,739	△ 336,756,422
管理費	66,253,173	56,108,681	10,144,492
当期経常増減額	26,230,465	14,216,118	12,014,347
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	26,230,465	14,216,118	12,014,347
法人税、住民税及び事業税	122,000	122,000	0
当期一般正味財産増減額	26,108,465	14,094,118	12,014,347
一般正味財産期首残高	293,008,218	278,914,100	14,094,118
一般正味財産期末残高	319,116,683	293,008,218	26,108,465
II 正味財産期末残高	319,116,683	293,008,218	26,108,465

3. 貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	403,640,165	245,825,712	157,814,453
未収金	193,445,485	294,867,159	△ 101,421,674
リース資産		154,800	△ 154,800
前払金	215,425,460	938,325	214,487,135
流動資産合計	812,511,110	541,785,996	270,725,114
2. 固定資産			
基本財産			
預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
その他固定資産			
構築物	8,545,000	8,545,000	0
工具器具備品	13,134,443	12,388,648	745,795
車両運搬具	210,000	0	210,000
減価償却累計額	△20,059,273	△19,336,229	△ 723,044
土地	10,719,000	10,719,000	0
電話加入権	1,862,160	1,862,160	0
長期性預金	7,000,000	7,000,000	0
その他固定資産合計	21,411,330	21,178,579	232,751
固定資産合計	24,411,330	24,178,579	232,751
資産合計	836,922,440	565,964,575	270,957,865
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	95,025,393	192,922,769	△ 97,897,376
未払費用	2,706,487	2,695,575	10,912
未払法人税等	122,000	122,000	0
前受金	334,192,692	195,580	333,997,112
預り金	450,829	718,696	△ 267,867
賞与引当金	9,750,427	8,484,176	1,266,251
リース債務		154,800	△ 154,800
流動負債合計	442,247,828	205,293,596	236,954,232
2. 固定負債			
預り保証金	570,780	524,580	46,200
退職給付引当金	74,987,149	67,138,181	7,848,968
固定負債合計	75,557,929	67,662,761	7,895,168
負債合計	517,805,757	272,956,357	244,849,400
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	319,116,683	293,008,218	26,108,465
正味財産合計	319,116,683	293,008,218	26,108,465
負債及び正味財産合計	836,922,440	565,964,575	270,957,865

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法について

- (1)建物、構築物 定額法による。
- (2)機械装置、工具器具備品 定率法による。

2. 引当金の計上基準等について

- (1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

4. 財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

(単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	255,050	職員手当、工事未払金等	85,814,793
普通預金、大口定期預金	403,385,115	消費税精算確定額	9,210,600
未収金		未払費用	
水道局受託料	187,258,529	電気料金、ガス料金、電話料金等	2,706,487
その他の受託料	6,186,956	未払法人税等	
前払金		法人市民税等	122,000
労働災害総合保険等	942,460	前受金	
工事前払金	214,483,000	工事前受金	334,192,692
		預り金	
		源泉所得税及び社会保険料等	450,829
		賞与引当金	
		正規職員、常勤嘱託職員	9,750,427
流動資産合計	812,511,110	流動負債合計	442,247,828
固定資産		固定負債	
基本財産		預り保証金	
預金		駐車場保証金	570,780
預金	3,000,000	退職給付引当金	
基本財産合計	3,000,000	退職給付引当金	74,987,149
その他固定資産		固定負債合計	75,557,929
構築物			
駐車場	8,545,000		
什器備品			
漏水探知機他	13,134,443		
車両運搬具			
車両運搬具	210,000		
減価償却累計額	△20,059,273		
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	21,411,330		
固定資産合計	24,411,330	負債合計	517,805,757
資産合計	836,922,440	正味財産	319,116,683

5. 収 入 明 細 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
経 常 収 益	579,198,955	65,690,590	512,589,221	0	919,144
基本財産運用益	30	0	0	0	30
事業収益	578,279,811	65,690,590	512,589,221	0	0
管工事事業収益	27,017,887	13,113,727	13,904,160	0	0
施設管理事業収益	45,416,474	18,672,474	26,744,000	0	0
調査・システム管理等事業収益	505,845,450	33,904,389	471,941,061	0	0
雑収益	919,114	0	0	0	919,114
経常外収益	0	0	0	0	0
合 計	579,198,955	65,690,590	512,589,221	0	919,144

6. 支 出 明 細 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
経 常 費 用	552,968,490	290,633,081	115,523,565	145,934,000	877,844	0
事業費	486,715,317	233,518,823	107,076,194	145,934,000	186,300	0
管工事事業	34,511,709	28,766,455	5,745,254	0	0	0
施設管理事業	32,413,212	21,997,565	10,260,847	0	154,800	0
調査・システム管理等事業	419,790,396	182,754,803	91,070,093	145,934,000	31,500	0
管理費	66,253,173	57,114,258	8,447,371	0	691,544	0
経常外費用	0	0	0	0	0	0
合 計	552,968,490	290,633,081	115,523,565	145,934,000	877,844	0

7. 事業別収支

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

収 益 の 部		費 用 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益の部	579,198,955	経常費用の部	552,968,490
管 工 事 事 業	27,017,887	管 工 事 事 業	34,511,709
施 設 管 理 事 業	45,416,474	施 設 管 理 事 業	32,413,212
調 査 ・ シ ス テ ム 管 理 等 事 業	505,845,450	調 査 ・ シ ス テ ム 管 理 等 事 業	419,790,396
雑 収 益	919,144	管 理 費	66,253,173
経常外収益の部	0	営業外費用の部	0
合 計	579,198,955	合 計	552,968,490
※神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額	26,230,465
(1) 補助金 一千円		法人税、住民税及び事業税	122,000
(2) 委託料 512,589千円		当期一般正味財産増減額	26,108,465

8. 財 務 状 況

(単位：千円)

			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	7 年度－6 年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	18,564	14,217	26,230	12,013
		経常収益	571,942	893,797	579,199	△ 314,598
		うち公益	0	0	0	0
		うち公益以外	571,942	893,797	579,199	△ 314,598
		経常費用	553,228	879,580	552,968	△ 326,612
		うち事業費（公益）	7,511	7,847	7,317	△ 530
		うち事業費（公益以外）	495,006	815,625	479,398	△ 336,227
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	50,711	56,108	66,253	10,145
		評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額	0	0	0	0
		経常外収益	0	0	0	0
		経常外費用	0	0	0	0
		法人税、住民税及び事業税	122	122	122	0
		当期一般正味財産増減額	18,532	14,095	26,108	12,013
		一般正味財産期首残高	265,662	284,194	293,008	8,814
		一般正味財産期末残高	284,194	298,289	319,117	20,828
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	0	0	0	0
		うち一般正味財産への振替額	0	0	0	0
		指定正味財産期首残高	0	0	0	0
		指定正味財産期末残高	0	0	0	0
正味財産期首残高		265,662	284,194	298,289	14,095	
当期正味財産増減	18,532	14,095	26,108	12,013		
正味財産期末残高	284,194	298,289	319,116	20,827		
貸借対照表	資産合計		552,866	565,965	836,922	270,957
	流動資産	527,698	541,786	812,511	270,725	
	固定資産	25,168	24,179	24,411	232	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計		273,951	272,957	517,806	244,849
	流動負債	213,355	205,294	442,248	236,954	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	60,596	67,663	75,558	7,895	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計		278,914	293,008	319,117	26,109
	指定正味財産		0	0	0	0
一般正味財産		278,914	293,008	319,117	26,109	

V 令和8年度事業計画

令和8年度は、水道局からの配水管取替工事、送配水管工事受託のほか、民間移転を進めている水道局維持管理業務について民間事業者の育成と技術の移転を推進するなど、神戸市水道事業の効率的運営に資する役割を担っていく。あわせて、近隣市町からの工事監理業務等の受託を通じて、兵庫県下の水道事業体への技術支援を行う。

1. 事業計画

(1) 水道施設等整備事業

① 配水管取替工事の監理

水道局の老朽化した配水管取替工事を推進するため、設計・工事監理を行う。

② 送配水管工事の監理

水道局の送配水管工事について、明石市からの水道管整備受託にあわせ、一体的に設計・工事監理を行う。

③ 水管橋塗装更新工事の監理

水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋について設計・工事監理を行う。

④ 水道施設の防草対策工事

水道施設における防草シートの敷設、舗装やコンクリート張り等の防草対策工事の設計・工事監理を行う。

⑤ 水道施設等建築施設維持修繕工事の監理

水道施設内の建築施設に係る外壁改修及び屋上防水工事等の設計・工事監理を行う。

⑥ 防火水槽工事の設計

市内の防火水槽設置工事の設計を消防局から受託する。

⑦ 学校施設補修工事の監理

市内小学校の法面对策工事を教育委員会から受託し、工事監理を行う。

⑧ 他都市工事監理

明石市が阪神水道企業団からの新規受水に向けて実施する水道管整備及び包括的な技術支援協定に基づく播磨町における水道管整備について、工事監理等を継続的に行う。さらに、新たに宝塚市及び太子町からの工事監理等を受託し、近隣水道事業体への技術支援を拡充する。

(2) 施設管理事業

① 施設巡回点検業務

水道局が管理する配水池やポンプ場等の水道施設について巡回点検を行うと

ともに、民間事業者の育成と技術移転を推進する。

② 漏水調査・水質保全業務

水道局が管理する配水管の漏水調査及び水質保全作業を行うとともに、民間事業者の育成と技術移転を推進する。

③ 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定に係る調整・監理等を行う。

④ 工業用水メーター更新作業の監理

工業用水道のメーターの調査及び更新作業の監理を行う。

⑤ 淡路送水管維持管理業務

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団より受託する。

⑥ 駐車場の経営

公社所有用地を活用した駐車場事業を行う。（駐車可能台数 26 台）

（３）その他業務支援事業

① 受水槽啓発業務

受水槽の適正管理及び直結給水化に関する啓発活動を行う。

② 指定給水装置工事事業者更新事務

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の更新事務を行う。

③ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知により各自治体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業体合同で開催する。

④ メーター及び給配水資材等管理業務

水道メーターの在庫管理・検査等に関する事務及び給配水資材の在庫管理等に関する事務を行う。

⑤ 給水管データ更新業務

水道局管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を行う。

⑥ 給水設計台帳システム管理業務

給水設計書・各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行う。

⑦ 給・配水管路情報データ提供業務

管理の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなく閲覧できる「神戸市水道 Web 閲覧システム」の運用・保守管理等を行う。

- ⑧ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務
日本水道協会兵庫県支部の事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援する。
- ⑨ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援
兵庫県内の水道事業をサポートするため、「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」の受付窓口となる。
- ⑩ 人材派遣
人材不足・技術力不足に直面している県内水道事業体のニーズに応じて、浄水場管理業務等に人材を派遣する。

2. 経営改善の取り組み状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社は、昭和 40 年に、神戸市の全額出捐により設立された。

設立当初より管工事を事業の中心としてきたが、昭和 60 年の市民皆水道の達成以降は、水道メーターの検針・未納料金徴収業務・メーター取替業務の管理的業務に重点を移してきた。その後、これらの業務について、民間での受託体制が整ったため、順次、競争性が導入され民間事業者による受託へと移行していった。

一方で、施設の更新需要の増大や技術者不足による広域連携の要請などの新たなニーズに対応するため、水道局や周辺の水道事業体の工事監理（設計・積算・監督）業務に着手し、公社の核となる事業を管理的業務から技術的業務へシフトさせるなど事業構造の変革に主体的に取り組んできた。

更に、神戸市から公社に対し、「公益貢献」と「経営改善」の 2 つの視点からマネジメント方策としてのミッションが示された。

「公益貢献」として

- ① 市の水道事業の効率的な執行の補佐（民間への技術移転含む）
- ② 他都市への技術支援を通じた広域連携への貢献

「経営改善」として

- ① さらなる自立経営の推進（多角的な収入源の確保、体制の強化）

これらを受けて、公社としての令和 8 年度「経営改革プラン」を策定し取り組みを進めているところである。

今後も引き続き神戸市水道局の諸課題に対応し、補完することが公社の役割（＝パートナー）であるという考えのもと、経営の自立と継続的安定化を図るため、「経営改革プラン」等に掲げた技術的業務を担う人材の育成・確保に取り組み、他都市等からの業務受託の拡大を図るとともに、効率的な執行体制の構築などの経営改善に取り組んでいく。

また、神戸市水道局からの業務受託を通して民間事業者の育成と技術の移転を推進するなど、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で一定の役割を図っていく。

[令和 8 年度の取り組み]

(1) 自主経営を実現し安定した黒字経営の確立

- ・他都市、他部局等からの受託事業についてニーズ把握に努め継続的な安定受託を図る
- ・DXを更に推進するためITソリューションチームによる業務改善を進める
- ・公社経営や業務受託に有用な資格取得を奨励し、固有職員のスキルアップを図り人材育成を強化する
- ・局との技術職員の人事交流を行い固有職員の技術力の継承、向上につなげる

- ・ インターンシップの受入を行う
- (2) 水道事業の効率化と民間事業者の育成と技術移転の推進
 - ・ 配水管取替工事、水管橋塗装更新工事など局の事業を補完するための受託事業の拡大
 - ・ 水栓作業補助業務等について局と連携して民間事業者への移行を図る

3. 予定正味財産増減計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	1,291,986	603,418	688,568
基本財産運用益	10	10	0
事業収益	1,291,584	603,016	688,568
水道施設等整備事業収益	886,206	286,420	599,786
施設管理事業収益	276,347	173,809	102,538
その他業務支援事業収益	129,031	142,787	△ 13,756
雑収益	392	392	0
受取利息	90	90	0
雑収益	302	302	0
(2)経常費用	1,232,361	603,296	629,065
事業費	1,151,539	532,573	618,966
管理費	80,822	70,723	10,099
当期経常増減額	59,625	122	59,503
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	59,625	122	59,503
法人税、住民税及び事業税	122	122	0
当期一般正味財産増減額	59,503	0	59,503
一般正味財産期首残高	304,225	278,914	25,311
一般正味財産期末残高	363,728	278,914	84,814
II 正味財産期末残高	363,728	278,914	84,814

4. 予定貸借対照表
(令和9年3月31日現在)

(単位:千円)			
科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	392,984	302,901	90,083
未収金	294,867	214,978	79,889
前払金	380,988	223,928	157,060
リース資産		6,495	△ 6,495
流動資産合計	1,068,839	748,302	320,537
2. 固定資産			
基本財産			
預金	3,000	3,000	0
基本財産合計	3,000	3,000	0
その他固定資産			
構築物	8,545	8,545	0
工具器具備品	13,344	12,887	457
減価償却累計額	△20,675	△20,371	△ 304
土地	10,719	10,719	0
電話加入権	1,862	1,862	0
長期性預金	7,000	7,000	0
その他固定資産合計	20,795	20,642	153
固定資産合計	23,795	23,642	153
資産合計	1,092,634	771,944	320,690
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	175,437	170,926	4,511
未払費用	2,696	1,950	746
未払法人税等	122	122	0
前受金	458,894	227,730	231,164
預り金	709	3,189	△ 2,480
賞与引当金	9,062	8,946	116
リース債務		6,495	△ 6,495
流動負債計	646,920	419,358	227,562
2. 固定負債			
預り保証金	525	592	△ 67
退職給付引当金	81,461	73,080	8,381
固定負債計	81,986	73,672	8,314
負債合計	728,906	493,030	235,876
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	363,728	278,914	84,814
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	363,728	278,914	84,814
負債及び正味財産合計	1,092,634	771,944	320,690

5. 予 定 収 入 明 細 書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
経 常 収 益	1,291,986	97,624	1,193,960	0	402
基本財産運用益	10	0	0	0	10
事業収益	1,291,584	97,624	1,193,960	0	0
水道施設等整備事業収益	886,206	49,387	836,819	0	0
施設管理事業収益	276,347	15,882	260,465	0	0
その他業務支援事業収益	129,031	32,355	96,676	0	0
雑収益	392	0	0	0	392
経常外収益	0	0	0	0	0
合 計	1,291,986	97,624	1,193,960	0	402

6. 予 定 支 出 明 細 書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
経 常 費 用	1,232,361	309,304	287,364	625,675	10,018	0
事業費	1,151,539	243,187	273,275	625,675	9,402	0
水道施設等整備事業	807,117	103,167	78,275	625,675	0	0
施設管理事業	223,875	55,453	168,422	0	0	0
その他業務支援事業	120,547	84,567	26,578	0	9,402	0
管理費	80,822	66,117	14,089	0	616	0
経常外費用	0	0	0	0	0	0
合 計	1,232,361	309,304	287,364	625,675	10,018	0

7. 予 定 事 業 別 収 支

(単位:千円)

収 益 の 部		費 用 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益の部	1,291,986	経常費用の部	1,232,361
水道施設等整備事業収益	886,206	水道施設等整備事業	807,117
施設管理事業収益	276,347	施設管理事業	223,875
その他業務支援事業収益	129,031	その他業務支援事業	120,547
そ 他	402	管 理 費	80822
経常外収益の部	0	経常外費用の部	0
合 計	1,291,986	合 計	1,232,361
※神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額	59,625
(1)補助金 一千円		法 人 税 等 充 当 額	122
(2)委託料 1,193,960千円		当 期 純 利 益	59,503